

第15号議案

平成31年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	36事業所
(2) 年間総給水量	10,115,142立方メートル
(3) 一日平均給水量	27,637立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	工業用水道事業収益	319,471千円
第1項	営業収益	264,279千円
第2項	営業外収益	55,192千円
支 出		
第1款	工業用水道事業費用	298,715千円
第1項	営業費用	297,430千円
第2項	営業外費用	784千円
第3項	特別損失	1千円

第 4 項 予 備 費 500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 170,364千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,403千円、減債積立金 4,531千円及び過年度分損益勘定留保資金 149,430千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	136,001千円
第 1 項	企 業 債	136,000千円
第 2 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	306,365千円
第 1 項	建 設 改 良 費	180,431千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	25,434千円
第 3 項	他 会 計 貸 付 金	100,000千円
第 4 項	予 備 費	500千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	建設改良資金に充てるため。
限 度 額	136,000千円
起 債 の 方 法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利 率	年10.0%以内
償 還 の 方 法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。

(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。

(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

56,064千円

平成31年2月6日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊